

社団法人 海外農業開発コンサルタント協会

定 款

社団法人 海外農業開発コンサルタンツ協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人海外農業開発コンサルタンツ協会 (AGRICULTURAL DEVELOPMENT CONSULTANTS ASSOCIATION 略称ADCA) という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、海外農業開発に関するプロジェクト創出のための技術調査を行うとともに、海外農業開発事業に参加するコンサルタンツ企業及び団体等の行う調査開発業務に対する指導、助言及び情報の提供並びに当該農業技術者の資質の向上に資する事業を行い、もって海外農業開発協力の効果的な推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条に規定する目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 海外農業開発に関するプロジェクト創出のための技術調査
- (2) 海外農業開発に関する情報の調査及び資料の収集
- (3) コンサルタンツ企業及び団体等に対する指導及び助言
- (4) 海外技術援助に関する講演会及びシンポジウムの開催
- (5) 海外農業開発事業活動に対するあっせん
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(規 約)

第5条 この定款で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、規約で定める。

第2章 会 員 等

(会員の資格)

第6条 本会の会員たる資格を有する者は、海外農業開発に従事するコンサル

タンス企業及び団体とする。

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により入会申込書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款またはこれにかわるべき規定
- (2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面
- (3) その他本会が必要と認めた書類

(脱 退)

第8条 会員は、次の事由により本会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき
- (2) 会員たる資格の喪失
- (3) 解散
- (4) 会費を1年以上納入しないとき
- (5) 除名

2 会員は、本会を脱退しようとするときは、脱退届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第9条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には本会は、その総会の開催日の7日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉をき損し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) この定款に規定する義務の履行を怠ったとき

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を会員に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第10条 会員は、総会の定めるところに従って入会金及び会費を納めなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、その理由の如何を問わず、返還しないものとする。

(届 出)

第11条 会員は、その名称、住所又は代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、本会にその旨を届け出なければならない。

(賛助会員)

第12条 本会の目的に賛同し、所定の様式による申込みをした者は、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、毎年、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、会長が適当と認める場合には、本会の事業に参加することができるほか資料等の配布を受けることができる。
- 4 賛助会員は、次の事由により本会を脱退する。
 - (1) 賛助会員から脱退の申出があったとき
 - (2) 解散
 - (3) 賛助会費を1年以上納入しないとき
 - (4) 会長が除名を適当と認めたとき
- 5 既納の賛助会費は、その理由の如何を問わず、返還しないものとする。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内(会長、副会長及び専務理事各1名を含む。)
- (2) 監事 2名以内
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選によって定める。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事数の3分の1を越えてはならない。また、同一の業界の関係者である理事の占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠け

たときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了又は辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第16条 役員は本会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経てこれを解任することができる。こ

の場合に本会は、その総会の開催日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の理事には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(顧問)

第18条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

(事務局及び職員)

第19条 本会に事務局を置き、職員若干名を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

第4章 総会及び理事会等

(総会の種類)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

4 通常総会は、毎年1回以上これを開催する。

5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき

(2) 会員の3分の1以上又は監事から総会の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき

(総会の招集)

第21条 総会は前条第5項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 前条第5項第2号に掲げる場合には、会長は請求があった日から1ヶ月以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催日の7日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第22条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 入会金、会費及び賛助会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更

(4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更

(5) 事業報告、収支決算及び財産目録の承認

(6) 理事会において必要と認めた事項

(7) その他本会の運営に関する重要事項

(特別議決)

第23条 次の事項は総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 会員の除名

(総会の議決権)

第24条 総会における会員の議決権はそれぞれ1個とする。

(総会の定足数及び決議)

第25条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催し議決することができない。

2 総会においては、第21条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、第22条第1号から第5号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第23条に規定する場合を除き出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面又は代理人による議決)

第26条 会員は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人により議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の日の前日までに本会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使する者は出席者とみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 総会に出席した会員の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨付記すること)

(4) 議決事項

(5) 議決の経過の概要及び結果

(6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 前項の議事録には、議長及び出席会員の中からその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名し、押印しなければならない。

3 議事録は、事務所に備え付けて置かななければならない。

(理事会)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は必要に応じ会長が招集する。

3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

4 理事は、代理人によって議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第29条 理事会は、この定款において別に定めるもののほか、次の事項を議

決する。

- (1) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (2) 事業の執行に関する事項
- (3) 財産の管理に関する事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (5) 諸規定の制定又は改廃に関する事
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

(準 用)

第30条 第20条第5項第2号、第21条第2項及び第3項、及び第24条、第25条、第26条第3項及び第4項並びに第27条の規定は、理事会に準用する。この場合において、「会員」とあるのは「理事」と、「総会」とあるのは「理事会」とそれぞれ読み替えるものとする。

(監 事)

第31条 監事は、理事会に出席し、業務執行及び財産の管理等につき意見を述べることができる。

(専門部会)

第32条 会長は、本会の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 本会の資産は、次の各号に掲げるものによって構成し、会長がこれを管理する。

- (1) 本会の設立当初に寄付された財産
- (2) 入会金、会費及び賛助会費
- (3) 寄付金品
- (4) 助成金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

2 資産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託（投資信託を除く。）し、又は国公債にかえて保管するものとする。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、資産をこえて支弁してはならない。

2 第4条第1号に掲げる事業に係る経理については、特別勘定を設けて他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

3 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を得なければならない。

(監査)

第35条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、通常総会開催日の2週間前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表

(3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときには、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、収入支出をすることができる。

3 前項による収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(報告)

第38条 会長は、毎事業年度開始日から3月以内に次の各号に掲げる書類を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(1) 前年度の事業概況報告書及びその年度の事業計画書

(2) 前年度末の財産目録

(3) 前年度の収支計算書、正味財産増減予算書計算書、貸借対照表及びその年度の収支予算書

(4) 前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第40条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規程によるほか、総会の議決を経、かつ農林水産大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第41条 本会が解散した場合において、残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、本会の目的と類似の目的をもつ他の法人に寄付するものとする。

第7章 雑 則

(細 則)

第42条 この定款において別に定めるもののほか、本会の会務執行に必要な細則は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

1. この定款は、昭和52年5月20日から施行する。
2. 本会の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず設立の日始まり、昭和53年3月31日までとする。
3. 本会設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、設立の日から第1回の通常総会の終了の日までとする。

理事 佐々木 四郎
" 板倉 康二郎
" 久野 彦一
" 梶谷 薫
" 橋本 敏男
監事 清水 友三郎
" 河野 康雄

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日から施行し、昭和53年7月5日から適用する。

附 則 (昭和59年12月25日改正)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日(昭和60年3月15日)から施行する。

附 則 (平成10年5月27日及び平成11年5月26日改正)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成11年7月14日)から施行する。